

昭和三十八年法律第二百二十五号

商業登記法

目次

第一章 総則（第一条・第二条の二）
第二章の二 登記所及び登記官（第一条の三―
第五条）

第二章 登記簿等（第六条―第十三条）

第三章 登記手続

第一節 通則（第十四条―第二十六条）

第二節 商号の登記（第二十七条―第三十四
条）

第三節 未成年者及び後見人の登記（第三十
五条―第四十二条）

第四節 支配人の登記（第四十三条―第四十
五条）

第五節 株式会社の登記（第四十六条―第九
十二条）

第六節 合名会社の登記（第九十三条―第百
九条）

第七節 合資会社の登記（第一百条―第百十
六条）

第八節 合同会社の登記（第一百七条―第百
二十六条）

第九節 外国会社の登記（第二百二十七条―第
百三十一条）

第十節 登記の更正及び抹消（第二百三十二
条―第二百三十八条）

第四章 雑則（第二百三十九条―第四百十八
条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、商法（明治三十二年法律第
四十八号）、会社法（平成十七年法律第八十六
号）その他の法律の規定により登記すべき事項
を公示するための登記に関する制度について定
めることにより、商号、会社等に係る信用の維
持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資するこ
とを目的とする。

（定義）

第一条の二 この法律において、次の各号に掲げ
る用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると
ころによる。

一 登記簿 商法、会社法その他の法律の規定
により登記すべき事項が記録される帳簿であ
つて、磁気ディスク（これに準ずる方法によ
り一定の事項を確実に記録することができ
る物を含む。）をもつて調製するものをいう。

二 変更の登記 登記した事項に変更を生じた
場合に、商法、会社法その他の法律の規定に
よるべき登記をいう。

三 消滅の登記 登記した事項が消滅した場合
に、商法、会社法その他の法律の規定により
すべき登記をいう。

四 商号 商法第十一条第一項又は会社法第六
条第一項に規定する商号をいう。

第一章の二 登記所及び登記官
（登記所）

第一条の三 登記の事務は、当事者の営業所の所
在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若し
くはこれらの支局又はこれらの出張所（以下単
に「登記所」という。）がつかさどる。

第二条 法務大臣は、一の登記所の管轄に属する
事務を他の登記所に委任することができる。

第三条 法務大臣は、登記所においてその事務を
停止しなければならない事由が生じたときは、
期間を定めて、その停止を命ずることができる。
（登記官）

第四条 登記所における事務は、登記官（登記所
に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は
地方法務局の長が指定する者をいう。以下同
じ。）が取り扱う。
（登記官の除斥）

第五条 登記官又はその配偶者若しくは四親等内
の親族（配偶者又は四親等内の親族であつた者
を含む。以下この条において同じ。）が登記の
申請人であるときは、当該登記官は、当該登記
をすることができない。登記官又はその配偶者
若しくは四親等内の親族が申請人を代表して申
請するときも、同様とする。

第二章 登記簿等
（商業登記簿）

第六条 登記所に次の商業登記簿を備える。

一 商号登記簿

二 未成年者登記簿

三 後見人登記簿

四 支配人登記簿

五 株式会社登記簿

六 合名会社登記簿

七 合資会社登記簿

八 合同会社登記簿

九 外国会社登記簿

（会社法人等番号）

第七条 登記簿には、法務省令で定めるところに
より、会社法人等番号（特定の会社、外国会社
その他の商人を識別するための番号をいう。第
十九条の三において同じ。）を記録する。
（登記簿等の持出禁止）

第七条の二 登記簿及びその附属書類（第十七条
第三項に規定する電磁的記録（電子的方式、磁
気的方式その他の人の知覚によつては認識するこ
とができない方式で作られる記録であつて、電
子計算機による情報処理の用に供されるものを
いう。以下同じ。）及び第十九条の二に規定す
る登記の申請書に添付すべき電磁的記録（以下
「第十九条の二に規定する電磁的記録」とい
う。）を含む。以下この条、第九条、第十一条の
二、第四十条及び第四十一条において同
じ。）は、事変を避けるためにする場合を除き、
登記所外に持ち出してはならない。ただし、登
記簿の附属書類については、裁判所の命令又は
嘱託があつたときは、この限りでない。
（登記簿の滅失と回復）

第八条 登記簿の全部又は一部が滅失したとき
は、法務大臣は、一定の期間を定めて、登記の
回復に必要な処分を命ずることができる。
（登記簿等の滅失防止）

第九条 登記簿又はその附属書類が滅失するおそ
れがあるときは、法務大臣は、必要な処分を命
ずることができる。
（登記事項証明書の交付等）

第十条 何人も、手数料を納付して、登記簿に記
録されている事項を証明した書面（以下「登記
事項証明書」という。）の交付を請求すること
ができる。

2 前項の交付の請求は、法務省令で定める場合
を除き、他の登記所の登記官に対してもするこ
とができる。

3 登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定
める。

（登記事項の概要を記載した書面の交付）

第十一条 何人も、手数料を納付して、登記簿に
記録されている事項の概要を記載した書面の交
付を請求することができる。
（附属書類の閲覧）

第十一条の二 登記簿の附属書類の閲覧について
利害関係を有する者は、手数料を納付して、そ
の閲覧を請求することができる。この場合にお
いて、第十七条第三項に規定する電磁的記録又

は第十九条の二に規定する電磁的記録に記録さ
れた情報の閲覧は、その情報の内容を法務省令
で定める方法により表示したものを閲覧する方
法により行う。
（印鑑証明）

第十二条 次に掲げる者でその印鑑を登記所に提
出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証
明書の交付を請求することができる。

一 第十七条第二項の規定により登記の申請書
に押印すべき者（委任による代理人によつて
登記の申請をする場合には、委任をした者又
はその代表者）

二 支配人

三 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規
定により会社につき選任された破産管財人又
は保全管理人

四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五
号）の規定により会社につき選任された管財
人又は保全管理人

五 会社更生法（平成十四年法律第五百十四
号）の規定により選任された管財人又は保全
管理人

六 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律
（平成十二年法律第二百二十九号）の規定によ
り会社につき選任された承認管財人又は保全
管理人

第十条第二項の規定は、前項の証明書に準用
する。

（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要
な事項等の証明）

第十二条の二 前条第一項各号に掲げる者（以下
この条において「被証明者」という。）は、こ
の条に規定するところにより次の事項（第二十
号の期間については、デジタル庁令・法務省令で
定めるものに限る。）の証明を請求すること
ができる。ただし、代表権の制限その他の事項で
この項の規定による証明に適しないものとして
デジタル庁令・法務省令で定めるものがあるこ
とは、この限りでない。

一 電磁的記録に記録することができる情報が
被証明者の作成に係るものであることを示す
ために講ずる措置であつて、当該情報が他の
情報に改変されているかどうかを確認するこ
とができる等被証明者の作成に係るものとして
デジタル庁令・法務省令で定めるものについ

ては、第十九条の二に規定する電磁的記録に記録さ
れた情報の閲覧は、その情報の内容を法務省令
で定める方法により表示したものを閲覧する方
法により行う。

（印鑑証明）

第十二条 次に掲げる者でその印鑑を登記所に提
出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証
明書の交付を請求することができる。

一 第十七条第二項の規定により登記の申請書
に押印すべき者（委任による代理人によつて
登記の申請をする場合には、委任をした者又
はその代表者）

二 支配人

三 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規
定により会社につき選任された破産管財人又
は保全管理人

四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五
号）の規定により会社につき選任された管財
人又は保全管理人

五 会社更生法（平成十四年法律第五百十四
号）の規定により選任された管財人又は保全
管理人

六 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律
（平成十二年法律第二百二十九号）の規定によ
り会社につき選任された承認管財人又は保全
管理人

第十条第二項の規定は、前項の証明書に準用
する。

（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要
な事項等の証明）

第十二条の二 前条第一項各号に掲げる者（以下
この条において「被証明者」という。）は、こ
の条に規定するところにより次の事項（第二十
号の期間については、デジタル庁令・法務省令で
定めるものに限る。）の証明を請求すること
ができる。ただし、代表権の制限その他の事項で
この項の規定による証明に適しないものとして
デジタル庁令・法務省令で定めるものがあるこ
とは、この限りでない。

一 電磁的記録に記録することができる情報が
被証明者の作成に係るものであることを示す
ために講ずる措置であつて、当該情報が他の
情報に改変されているかどうかを確認するこ
とができる等被証明者の作成に係るものとして
デジタル庁令・法務省令で定めるものについ

ては、第十九条の二に規定する電磁的記録に記録さ
れた情報の閲覧は、その情報の内容を法務省令
で定める方法により表示したものを閲覧する方
法により行う。

（印鑑証明）

第十二条 次に掲げる者でその印鑑を登記所に提
出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証
明書の交付を請求することができる。

一 第十七条第二項の規定により登記の申請書
に押印すべき者（委任による代理人によつて
登記の申請をする場合には、委任をした者又
はその代表者）

二 支配人

三 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規
定により会社につき選任された破産管財人又
は保全管理人

四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五
号）の規定により会社につき選任された管財
人又は保全管理人

五 会社更生法（平成十四年法律第五百十四
号）の規定により選任された管財人又は保全
管理人

六 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律
（平成十二年法律第二百二十九号）の規定によ
り会社につき選任された承認管財人又は保全
管理人

第十条第二項の規定は、前項の証明書に準用
する。

（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要
な事項等の証明）

第十二条の二 前条第一項各号に掲げる者（以下
この条において「被証明者」という。）は、こ
の条に規定するところにより次の事項（第二十
号の期間については、デジタル庁令・法務省令で
定めるものに限る。）の証明を請求すること
ができる。ただし、代表権の制限その他の事項で
この項の規定による証明に適しないものとして
デジタル庁令・法務省令で定めるものがあるこ
とは、この限りでない。

一 電磁的記録に記録することができる情報が
被証明者の作成に係るものであることを示す
ために講ずる措置であつて、当該情報が他の
情報に改変されているかどうかを確認するこ
とができる等被証明者の作成に係るものとして
デジタル庁令・法務省令で定めるものについ

ては、第十九条の二に規定する電磁的記録に記録さ
れた情報の閲覧は、その情報の内容を法務省令
で定める方法により表示したものを閲覧する方
法により行う。

（印鑑証明）

第十二条 次に掲げる者でその印鑑を登記所に提
出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証
明書の交付を請求することができる。

一 第十七条第二項の規定により登記の申請書
に押印すべき者（委任による代理人によつて
登記の申請をする場合には、委任をした者又
はその代表者）

二 支配人

三 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規
定により会社につき選任された破産管財人又
は保全管理人

て、当該被証明者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項

二 この項及び第三項の規定により証明した事項について、第八項の規定による証明の請求をすることができる期間

2 前項の規定による証明の請求は、同項各号の事項を明らかにしてしなければならない。

3 第一項の規定により証明を請求した被証明者は、併せて、自己に係る登記事項であつてデジタル庁令・法務省令で定めるものの証明を請求することができる。

4 第一項の規定により証明を請求する被証明者は、政令で定める場合を除くほか、手数料を納付しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定による証明は、法務大臣の指定する登記所の登記官がする。ただし、これらの規定による証明の請求は、当事者の営業所（会社にあつては、本店）の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

6 前項の指定は、告示してしなければならない。

7 第一項の規定により証明を請求した被証明者は、同項第二号の期間中において同項第一号の事項が当該被証明者が同号の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項でなくなつたときは、第五項本文の登記所に対し、同項ただし書の登記所を経由して、その旨を届け出ることができる。

8 何人でも、第五項本文の登記所に対し、次の事項の証明を請求することができる。

一 第一項及び第三項の規定により証明した事項の変更（デジタル庁令・法務省令で定める軽微な変更を除く。）の有無

二 第一項第二号の期間の経過の有無

三 前項の届出の有無及び届出があつたときはその年月日

四 前三号に準ずる事項としてデジタル庁令・法務省令で定めるもの

9 第一項及び第三項の規定による証明並びに前項の規定による証明及び証明の請求は、デジタル庁令・法務省令で定めるところにより、登記官が使用する電子計算機と請求をする者が使用する電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法その他の方法によつて行うものとする。

（手数料）

第十三条 第十条から前条までの手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付等に要する

実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

2 第十条から前条までの手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。

第三章 登記手続

第一節 通則

（当事者申請主義）

第十四条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ、することができない。

（嘱託による登記）

第十五条 第五条、第十七条から第十九条の二まで、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十一条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第九十三条並びに第三百三十四条の規定は、官庁の嘱託による登記の手続について準用する。

第十六条 削除

（登記申請の方式）

第十七条 登記の申請は、書面で行なければならない。

2 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）若しくは代理人（登記申請の方式）

一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名又は名称及び住所（当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者の氏名及び住所を含む。）

二 代理人によつて申請するときは、その氏名及び住所

三 登記の事由

四 登記すべき事項

五 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日

六 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額

七 年月日

八 登記所の表示

3 前項第四号に掲げる事項を記録した電磁的記録が法務省令で定める方法により提供されたときは、同項の規定にかかわらず、申請書には、

当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しない。

（申請書の添付書面）

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書（前条第三項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）にその権限を証する書面を添付しなければならない。

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない。

（申請書に添付すべき電磁的記録）

第十九条の二 登記の申請書に添付すべき定款、議事録若しくは最終の貸借対照表が電磁的記録で作られているとき、又は登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を当該申請書に添付しなければならない。

（添付書面の特例）

第十九条の三 この法律の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他の法務省令で定める場合には、添付することを要しない。

第二十條 削除

（受付）

第二十一条 登記官は、登記の申請書を受け取つたときは、受付帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受付の年月日及び受付番号を記載し、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする登記の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

3 登記官は、二以上の登記の申請書を同時に受け取つた場合又は二以上の登記の申請書についてこれを受け取つた時の前後が明らかでない場合には、受付帳にその旨を記載しなければならない。

（受領証）

第二十二条 登記官は、登記の申請書その他の書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）を受け取つた場合において、申請人の請求があつたときは、受領証を交付しなければならない。

（登記の順序）

第二十三条 登記官は、受付番号の順序に従つて登記をしなければならない。

（登記官による本人確認）

第二十三条の二 登記官は、登記の申請があつた場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

2 登記官は、前項に規定する申請人又はその代表者若しくは代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査を嘱託することができる。

（申請の却下）

第二十四条 登記官は、次の各号のいずれかに掲げる事由がある場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 申請に係る当事者の営業所の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しないとき。

二 申請が登記すべき事項以外の事項の登記を目的とするとき。

三 申請に係る登記がその登記所において既に登記されているとき。

四 申請の権限を有しない者の申請によるとき、又は申請の権限を有する者であることの証明がないとき。

五 第二十一条第三項に規定する場合において、当該申請に係る登記をすることにより同項の登記の申請書のうち他の申請書に係る登記をすることができなくなるとき。

六 申請書がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。

七 申請書に必要な書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）を添付しないとき。

八 申請書又はその添付書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。（以下同じ。））の記載又は記録が申請書の添付書面又は登記簿の記載又は記録と合致しないとき。

九 登記すべき事項につき無効又は取消しの原因があるとき。

十 申請につき經由すべき登記所を経由しないとき。

十一 同時にすべき他の登記の申請を同時に行ないとき。

十二 申請が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記を目的とするとき。

十三 申請が法令の規定により使用を禁止された商号の登記を目的とするとき。

十四 商号の登記を抹消されている会社が商号の登記をしないで他の登記を申請したとき。

十五 登録免許税を納付しないとき。

（提訴期間経過後の登記）

第二十五条 登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することができる無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第九号の規定は、適用しない。

2 前項の場合の登記の申請書には、同項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面及び登記すべき事項の存在を証する書面を添付しなければならない。この場合には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

3 会社は、その本店の所在地を管轄する地方裁判所に、第一項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面の交付を請求することができる。

（行政区画等の変更）

第二十六条 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、その変更による登記があつたものとみなす。

第二節 商号の登記

（同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）

第二十七条 商号の登記は、その商号が他人の既に登記した商号と同一であり、かつ、その営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の所在場所が当該他人の商号の登記に係る営業所の所在場所と同一であるときは、することができない。

（登記事項等）

第二十八条 商号の登記は、営業所ごとにしなければならない。

2 商号の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 商号
- 二 営業の種類
- 三 営業所
- 四 商号使用者の氏名及び住所

（変更等の登記）

第二十九条 商号の登記をした者は、その営業所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地においては前条第二項各号に掲げる事項の登記を申請しなければならない。

2 商号の登記をした者は、前条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたとき、又は商号を廃止したときは、その登記を申請しなければならない。

（商号の譲渡又は相続の登記）

第三十条 商号の譲渡による変更の登記は、譲受人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書及び商法第十五条第一項の規定に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 商号の相続による変更の登記を申請するには、申請書に相続を証する書面を添付しなければならない。

（営業又は事業の譲渡の際の免責の登記）

第三十一条 商法第十七条第二項前段及び会社法第三十二条第二項前段の登記は、譲受人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書を添付しなければならない。

（相続人による登記）

第三十二条 相続人が前三条の登記を申請するには、申請書にその資格を証する書面を添付しなければならない。

（商号の登記の抹消）

第三十三条 次の各号に掲げる場合において、当該商号の登記をした者が当該各号に定める登記をしないときは、当該商号の登記に係る営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の所在場所において同一の商号を使用しようとする者は、登記所に對し、当該商号の登記の抹消を申請することができる。

一 登記した商号を廃止したとき 当該商号の廃止の登記

二 商号の登記をした者が正当な事由なく二年間当該商号を使用しないとき 当該商号の廃止の登記

三 登記した商号を変更したとき 当該商号の変更の登記

四 商号の登記に係る営業所を移転したとき 当該営業所の移転の登記

2 前項の規定によつて商号の登記の抹消を申請する者は、申請書に当該商号の登記に係る営業所の所在場所において同一の商号を使用しようとする者であることを証する書面を添付しなければならない。

3 第三百三十五条から第三百三十七条までの規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。

4 登記官は、前項において準用する第三百三十六条の規定により異議が理由があるとする決定をしたときは、第一項の申請を却下しなければならない。

（会社の商号の登記）

第三十四条 会社の商号の登記は、会社の登記簿に於ける。

2 第二十八条、第二十九条並びに第三十条第一項及び第二項の規定は、会社については、適用しない。

第三節 未成年者及び後見人の登記

（未成年者登記の登記事項等）

第三十五条 商法第五条の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 未成年者の氏名、出生の年月日及び住所
- 二 営業の種類
- 三 営業所
- 2 第二十九条の規定は、未成年者の登記に準用する。

（申請人）

第三十六条 未成年者の登記は、未成年者の申請によつてする。

2 営業の許可の取消しによる消滅の登記又は営業の許可の制限による変更の登記は、法定代理人も申請することができる。

3 未成年者の死亡による消滅の登記は、法定代理人の申請によつてする。

4 未成年者が成年に達したことによる消滅の登記は、登記官が、職権ですることができる。

（添付書面）

第三十七条 商法第五条の規定による登記の申請書には、法定代理人の許可を得たことを証する書面を添付しなければならない。ただし、申請

書に法定代理人の記名押印があるときは、この限りでない。

2 未成年後見人が未成年被後見人の営業を許可した場合において、未成年後見監督人がないときはその旨を証する書面を、未成年後見監督人があるときはその同意を得たことを証する書面を、前項の申請書に添付しなければならない。

3 前二項の規定は、営業の種類増加による変更の登記の申請に準用する。

第三十八条 未成年者がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請書には、旧所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。

第三十九条 未成年者の死亡による消滅の登記の申請書には、未成年者が死亡したことを証する書面を添付しなければならない。

（後見人登記の登記事項等）

第四十条 商法第六条第一項の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 後見人の氏名又は名称及び住所並びに当該後見人が未成年後見人又は成年後見人のいずれであるかの別
- 二 被後見人の氏名及び住所
- 三 営業の種類
- 四 営業所

五 数人の未成年後見人が共同してその権限を行使するとき、又は数人の成年後見人が共同してその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨

六 数人の未成年後見人が単独でその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨

七 数人の後見人が事務を分掌してその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨及び各後見人が分掌する事務の内容

2 第二十九条の規定は、後見人の登記に準用する。

（申請人）

第四十一条 後見人の登記は、後見人の申請によつてする。

2 未成年被後見人が成年に達したことによる消滅の登記は、その者も申請することができる。

成年被後見人について後見開始の審判が取り消されたことによる消滅の登記の申請についても、同様とする。

3 後見人の退任による消滅の登記は、新後見人も申請することができる。

(添付書面)

第四十二条 商法第六条第一項の規定による登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 後見監督人がないときは、その旨を証する書面
- 二 後見監督人があるときは、その同意を得たことを証する書面
- 三 後見人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

2 後見人が法人であるときは、第四十条第一項第一号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、前項第三号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号ただし書に規定する場合を除く。

3 第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、営業の種類が増加による変更の登記について準用する。

4 第三十八条の規定は、後見人がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記について準用する。

5 前条第二項又は第三項の登記の申請書には、未成年被後見人が成年に達したこと、成年被後見人について後見開始の審判が取り消されたこと又は後見人が退任したことを証する書面を添付しなければならない。

第四節 支配人の登記

(会社以外の商人の支配人の登記)

第四十三条 商人（会社を除く。以下この項において同じ。）の支配人の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 支配人の氏名及び住所
- 二 商人の氏名及び住所
- 三 商人が数個の商号を使用して数種の営業をするときは、支配人が代理すべき営業及びその使用すべき商号
- 四 支配人を置いた営業所
- 2 第二十九条の規定は、前項の登記について準用する。

(会社の支配人の登記)

第四十四条 会社の支配人の登記は、会社の登記簿にする。

2 前項の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 支配人の氏名及び住所

二 支配人を置いた営業所

3 第二十九条第二項の規定は、第一項の登記について準用する。

第四十五条 会社の支配人の選任の登記の申請書には、支配人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 会社の支配人の代理権の消滅の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

第五節 株式会社の登記

(添付書面の通則)

第四十六条 登記すべき事項につき株主全員若しくは種類株主全員の同意又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

3 登記すべき事項につき会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）の規定により株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議があつたものとみなされる場合には、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

4 監査等委員会設置会社における登記すべき事項につき、会社法第三百九十九条の十三第五項又は第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは、申請書に、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(設立の登記)

第四十七条 設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

一 定款

二 会社法第五十七条第一項の募集をしたときは、同法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式の引受けの申込み又は同法第六十一条の契約を証する書面

三 定款に会社法第二十八条各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、次に掲げる書面

イ 検査役又は設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役）の調査報告を記載した書面及びその附属書類

ロ 会社法第三十三条第十項第二号に掲げる場合には、有価証券（同号に規定する有価証券をいう。以下同じ。）の市場価格を証する書面

ハ 会社法第三十三条第十項第三号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

五 会社法第三十四条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面（同法第五十七条第一項の募集をした場合にあっては、同法第六十四条第一項の金銭の保管に関する証明書）

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者と契約を証する書面

七 設立時取締役が設立時代取締役を選定したときは、これに関する書面

八 設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代執行役の選任に関する書面

九 創立総会及び種類創立総会の議事録

十 会社法の規定により選任され又は選定された設立時取締役、設立時監査役及び設立時代取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては設立時監査等委員である設立時取締役及びそれ以外の設立時取締役並びに設立時代取締役、設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合にあっては設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代執行役）が就任を承諾したことを証する書面

十一 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ これらの者が法人でないときは、設立時会計参与にあっては会社法第三百三十三条第一項に規定する者であること、設立時会計監査人にあっては同法第三百三十七条第一項に規定する者であることを証する書面

十二 会社法第三百七十三条第一項の規定による特別取締役（同項に規定する特別取締役をいう。以下同じ。）による議決の定めがあるときは、特別取締役の選定及びその選定された者が就任を承諾したことを証する書面

3 登記すべき事項につき発起人全員の同意又はある発起人の一致を要するときは、前項の登記の申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

4 会社法第八十二条第一項（同法第八十六条において準用する場合を含む。）の規定により創立総会又は種類創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、第二項の登記の申請書に、同項第九号の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

第四十八条から第五十条まで 削除

(本店移転の登記)

第五十一条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 前項の登記の申請と旧所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

第五十二条 旧所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいづれかにつき第二十四条各号のいづれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の場合を除き、遅滞なく、前条第一項の登記の申請書及びその添付書面を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

3 新所在地を管轄する登記所においては、前項の申請書の送付を受けた場合において、前条第

一項の登記をしたとき、又はその登記の申請を却下したときは、遅滞なく、その旨を旧所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

4 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の規定により登記をした旨の通知を受けるまでは、登記をすることができない。

5 新所在地を管轄する登記所において前条第一項の登記の申請を却下したときは、旧所在地における登記の申請は、却下されたものとみなす。

第五十三条 新所在地における登記においては、会社成立の年月日並びに本店を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(取締役等の変更の登記)

第五十四条 取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役、委員(指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。)、執行役又は代表執行役)の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

2 会計参与又は会計監査人の就任による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 就任を承諾したことを証する書面

二 これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

三 これらの者が法人でないときは、会計参与にあつては会社法第三百三十三条第一項に規定する者であること、会計監査人にあつては同法第三百三十七条第一項に規定する者であることを証する書面

3 会計参与又は会計監査人が法人であるときは、その名称の変更の登記の申請書には、前項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

4 第一項又は第二項に規定する者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

(一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記)

第五十五条 会社法第三百四十六条第四項の一時会計監査人の職務を行うべき者の就任による変

更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 その選任に関する書面

二 就任を承諾したことを証する書面

三 その者が法人であるときは、前条第二項第二号に掲げる書面。ただし、同号ただし書に規定する場合を除く。

四 その者が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

2 前条第三項及び第四項の規定は、一時会計監査人の職務を行うべき者の登記について準用する。

(募集株式の発行による変更の登記)

第五十六条 募集株式(会社法第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。第一号及び第五号において同じ。)の発行による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 募集株式の引受けの申込み又は会社法第二百五条第一項の契約を証する書面

二 金銭を出資の目的とするときは、会社法第二百八十一条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

イ 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

ロ 会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

ハ 会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

ニ 会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

五 会社法第二百六条の二第四項の規定による募集株式の引受けに反対する旨の通知があつた場合において、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないときは、当該場合に該当しないことを証する書面

(新株予約権の行使による変更の登記)

第五十七条 新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新株予約権の行使があつたことを証する書面

二 金銭を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、会社法第二百八十一条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

三 金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、次に掲げる書面

イ 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

ロ 会社法第二百八十四条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

ハ 会社法第二百八十四条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

ニ 会社法第二百八十四条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

ホ 会社法第二百八十一条第二項後段に規定する場合には、同項後段に規定する差額に相当する金銭の払込みがあつたことを証する書面

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

(取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記)

第五十八条 取得請求権付株式(株式の内容として会社法第八十条第二項第五号ロに掲げる事項についての定めがあるものに限る。)の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記の申請書には、当該取得請求権付株式の取得の請求があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(取得条項付株式等の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記)

第五十九条 取得条項付株式(株式の内容として会社法第八十条第二項第六号ロに掲げる事項についての定めがあるものに限る。)の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 会社法第一百七条第二項第三号イの事由の発生を証する書面

二 株券発行会社にあつては、会社法第二百九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

2 取得条項付新株予約権(新株予約権の内容として会社法第二百三十六条第一項第七号ニに掲げる事項についての定めがあるものに限る。)の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 会社法第二百三十六条第一項第七号イの事由の発生を証する書面

二 会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

(全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記)

第六十条 株券発行会社が全部取得条項付種類株式(会社法第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第六十八条において同じ。)の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記の申請書には、前条第二項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。

(株式の併合による変更の登記)

第六十一条 株券発行会社が株式の併合による変更の登記の申請書には、第五十九条第一項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。

(株式譲渡制限の定款の定めの設定による変更の登記)

第六十二条 譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨の定款の定めの設定による変更の登記(株券発行会社がするものに限る。)の申請書には、第五十九条第一項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。

(株券を発行する旨の定款の定め廃止による変更の登記)

第六十三条 株券を発行する旨の定款の定め廃止による変更の登記の申請書には、会社法第二百八十八条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は株式の全部について株券を発行していないことを証する書面を添付しなければならない。

(株主名簿管理人の設置による変更の登記)

第六十四条 株主名簿管理人を置いたことによる変更の登記の申請書には、定款及びその者との契約を証する書面を添付しなければならない。

（新株予約権の発行による変更の登記）

第六十五条 新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

一 募集新株予約権（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この条において同じ。）の引受けの申込み又は同法第二百四十四条第一項の契約を証する書面

二 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めたとき（当該期日が会社法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日より前の日であるときに限る。）は、同法第二百四十六条第一項の規定による払込み（同条第二項の規定による金銭以外の財産の給付又は会社に対する債権をもつてする相殺を含む。）があつたことを証する書面

三 会社法第二百四十四条の二第五項の規定による募集新株予約権の引受けに反対する旨の通知があつた場合において、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合におけるときは、当該場合に該当しないことを証する書面

（取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記）

第六十六条 取得請求権付株式（株式の内容として会社法第七十七条第二号ハ又はニに掲げる事項についての定めがあるものに限る。）の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記の申請書には、当該取得請求権付株式の取得の請求があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（取得条項付株式等の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記）

第六十七条 取得条項付株式（株式の内容として会社法第七十七条第三号ハ又はニに掲げる事項についての定めがあるものに限る。）の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記の申請書には、第五十九条第一項各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 取得条項付新株予約権（新株予約権の内容として会社法第二百三十六条第一項第七号ハ又はトに掲げる事項についての定めがあるものに限る。）の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記の申請書には、第五十九条第二項各号に掲げる書面を添付しなければならない。

（全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記）

第六十八条 株券発行会社が全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記の申請書には、第五十九条第一項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。

（資本金の額の増加による変更の登記）

第六十九条 資本準備金若しくは利益準備金又は剰余金の額の減少によつてする資本金の額の増加による変更の登記の申請書には、その減少に係る資本準備金若しくは利益準備金又は剰余金の額が計上されていたことを証する書面を添付しなければならない。

（資本金の額の減少による変更の登記）

第七十条 資本金の額の減少による変更の登記の申請書には、会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（解散の登記）

第七十一条 解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日とする。

2 定款で定めた解散の事由の発生による解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

3 代表清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添付しなければならない。ただし、当該代表清算人が会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社代表清算人となつたもの）であるときは、この限りでない。

（職権による解散の登記）

第七十二条 会社法第四百七十二条第一項本文の規定による解散の登記は、登記官が、職権でしなければならない。

（清算人の登記）

第七十三条 清算人の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

2 会社法第四百七十八条第一項第二号又は第三号に掲げる者が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 裁判所が選任した者が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、その選任及び会社法第九百二十八条第一項第二号に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。

（清算人に関する変更の登記）

第七十四条 裁判所が選任した清算人に関する会社法第九百二十八条第一項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、変更の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記）

第七十五条 清算終了の登記の申請書には、会社法第五百七条第三項の規定による決算報告の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（組織変更の登記）

第七十六条 株式会社が組織変更をした場合の組織変更後の持分会社についてする登記においては、会社成立の年月日、株式会社の商号並びに組織変更をした旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第七十七条 前条の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 会社法第七百七十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 組織変更をする株式会社が株券発行会社であるときは、第五十九条第一項第二号に掲げる書面

五 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

六 法人が組織変更後の持分会社を代表する社員となるときは、次に掲げる書面

イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

ロ 当該社員の職務を行うべき者の選任に関する書面

ハ 当該社員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面

七 法人が組織変更後の持分会社の社員（前号に規定する社員を除き、合同会社にあつては、業務を執行する社員に限る。）となるときは、同号イに掲げる書面。ただし、同号イただし書に規定する場合を除く。

八 株式会社が組織変更をして合資会社となるときは、有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面

第七十八条 株式会社が組織変更をした場合の株式会社がいつての登記の申請と組織変更後の持分会社についてする登記の申請とは、同時にしなければならない。

2 申請書の添付書面に関する規定は、株式会社についての前項の登記の申請については、適用しない。

3 登記官は、第一項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

（合併の登記）

第七十九条 吸収合併による変更の登記又は新設合併による設立の登記においては、合併をした旨並びに吸収合併により消滅する会社（以下「吸収合併消滅会社」という。）又は新設合併により消滅する会社（以下「新設合併消滅会社」という。）の商号及び本店をも登記しなければならない。

第八十条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項本文に規定する場合には、当該場合に該当すること証する書面（同条第三項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した株主がある場合にあつては、同項の規定により株主

総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。)

三 会社法第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面

五 吸収合併消滅会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅会社の本店がある場合を除く。

六 吸収合併消滅会社が株式会社であるときは、会社法第七百八十三条第一項から第四項までの規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面(同法第七百八十四条第一項本文に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録)

七 吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続)があつたことを証する書面

八 吸収合併消滅会社において会社法第七百八十九条第二項(第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告(同法第七百八十九条第三項(同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 吸収合併消滅会社が株券発行会社であるときは、第五十九条第一項第二号に掲げる書面

十 吸収合併消滅会社が新株予約権を発行しているときは、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

第八十一条 新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設合併契約書

二 定款

三 第四十七条第二項第六号から第八号まで及び第十号から第十二号までに掲げる書面

四 前条第四号に掲げる書面

五 新設合併消滅会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅会社の本店がある場合を除く。

六 新設合併消滅会社が株式会社であるときは、会社法第八百四条第一項及び第三項の規定による新設合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面

七 新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続)があつたことを証する書面

八 新設合併消滅会社において会社法第八百十條第二項(第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。))の規定による公告及び催告(同法第八百十條第三項(同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。))の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 新設合併消滅会社が株券発行会社であるときは、第五十九条第一項第二号に掲げる書面

十 新設合併消滅会社が新株予約権を発行しているときは、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

第八十二条 合併による解散の登記の申請については、吸収合併後存続する会社(以下「吸収合併存続会社」という。)(又は新設合併により設

立する会社(以下「新設合併設立会社」という。))を代表すべき者が吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社を代表する。

2 前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3 第一項の登記の申請と第八十条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の登記の申請については、適用しない。

第八十三条 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第三項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の場合において、吸収合併による変更の登記又は新設合併による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

(会社分割の登記)

第八十四条 吸収分割をする会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社(以下「吸収分割承継会社」という。)(がする吸収分割による変更の登記又は新設分割による設立の登記においては、分割をした旨並びに吸収分割をする会社(以下「吸収分割会社」という。)(又は新設分割をする会社(以下「新設分割会社」という。))の商号及び本店をも登記しなければならない。

2 吸収分割会社又は新設分割会社がする吸収分割又は新設分割による変更の登記においては、分割をした旨並びに吸収分割承継会社又は新設分割により設立する会社(以下「新設分割設立会社」という。))の商号及び本店をも登記しなければならない。

第八十五条 吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収分割契約書

二 会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項本文に規定する場合には、当該場合に該当

することを証する書面(同条第三項の規定により吸収分割に反対する旨を通知した株主がある場合にあっては、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。)

三 会社法第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面

五 吸収分割会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収分割会社の本店がある場合を除く。

六 吸収分割会社が株式会社であるときは、会社法第七百八十三条第一項の規定による吸収分割契約の承認があつたことを証する書面(同法第七百八十四条第一項本文又は第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録)

七 吸収分割会社が合同会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続)があつたことを証する書面(当該合同会社がその事業に関して有する権利義務の一部を他の会社に承継させる場合にあっては、社員の過半数の一致があつたことを証する書面)

八 吸収分割会社において会社法第七百八十九条第二項(第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定による公告及び催告(同法第七百八十九条第三項(同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告(同法第七百八十九条第三項

に規定する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告(同法第七百八十九条第三項

に反対する旨を通知した株主がある場合にあっては、同項の規定により株主総会の決議に

よる承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）

四 会社法第八十六条の八第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相當の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面（同時申請）

第九十一条 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合において、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社がする株式交換又は株式移転による新株予約権の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に株式交換完全親会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式移転設立完全親会社」という。）の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合においては、前項の登記の申請と第八十九条又は第九十条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

第九十二条 株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所において、前条第二項の登記の申請のいづれかにつき第二十四条各号のいづれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、株式交換による変更の登記又は株式移転による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

第六節 合名会社の登記

（添付書面の通則）

第九十三条 登記すべき事項につき総社員の同意又はある社員若しくは清算人の一致を要すると

きは、申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記）

第九十四条 設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 定款

二 合名会社を代表する社員が法人であるときは、次に掲げる書面

イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

ロ 当該社員の職務を行うべき者の選任に関する書面

ハ 当該社員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面

三 合名会社の社員（前号に規定する社員を除く。）が法人であるときは、同号イに掲げる書面。ただし、同号イただし書に規定する場合を除く。

（準用規定）

第九十五条 第四十七条第一項及び第五十一条から第五十三条までの規定は、合名会社の登記について準用する。

（社員の加入又は退社等による変更の登記）

第九十六条 合名会社の社員の加入又は退社による変更の登記の申請書には、その事実を証する書面（法人である社員の加入の場合にあつては、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面を含む。）を添付しなければならない。

2 合名会社の社員が法人であるときは、その商号若しくは名称又は本店若しくは主たる事務所の変更の登記の申請書には、第九十四条第二号イに掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号イただし書に規定する場合は、この限りでない。

（合名会社を代表する社員の職務を行うべき者の変更の登記）

第九十七条 合名会社を代表する社員が法人である場合の当該社員の職務を行うべき者の就任による変更の登記の申請書には、第九十四条第二号イに掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号イただし書に規定する場合は、同号イに掲げる書面については、この限りでない。

2 前項に規定する社員の職務を行うべき者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

（解散の登記）

第九十八条 解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日とする。

2 定款で定めた解散の事由の発生による解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

3 清算持分会社を代表する清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添付しなければならない。ただし、当該清算持分会社を代表する清算人が会社法第六百四十七條第一項第一号の規定により清算持分会社の清算人となつたもの（同法第六百五十五條第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算持分会社を代表する清算人となつたもの）であるときは、この限りでない。

（清算人の登記）

第九十九条 次の各号に掲げる者が清算持分会社の清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 会社法第六百四十七條第一項第一号に掲げる者 定款

二 会社法第六百四十七條第一項第二号に掲げる者 定款及び就任を承諾したことを証する書面

三 会社法第六百四十七條第一項第三号に掲げる者 就任を承諾したことを証する書面

四 裁判所が選任した者 その選任及び会社法第九百二十八條第二項第二号に掲げる事項を証する書面

2 第九十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、清算持分会社の清算人（前項第一号又は第四号に掲げる者に限る。）が法人である場合の同項の登記について準用する。

3 第九十四条（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定は、清算持分会社の清算人（第一項第二号又は第三号に掲げる者に限る。）が法人である場合の同項の登記について準用する。

（清算人に関する変更の登記）

第一百条 清算持分会社の清算人が法人であるときは、その商号若しくは名称又は本店若しくは主たる事務所の変更の登記の申請書には、第九十四条第二号イに掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号イただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 裁判所が選任した清算人に関する会社法第九百二十八條第二項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、変更の事由を証する書面を添付しなければならない。

3 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

（清算持分会社を代表する清算人の職務を行うべき者の変更の登記）

第一百一条 第九十七条の規定は、清算持分会社を代表する清算人が法人である場合の当該清算人の職務を行うべき者の就任又は退任による変更の登記について準用する。

（清算終了の登記）

第一百二条 清算終了の登記の申請書には、会社法第六百六十七條の規定による清算に係る計算の承認があつたことを証する書面（同法第六百六十八條第一項の財産の処分の方法を定めた場合にあつては、その財産の処分が完了したことを証する総社員が作成した書面）を添付しなければならない。

（継続の登記）

第一百三條 合名会社の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、会社法第八百四十五條の規定により合名会社を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本又はその判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

（持分会社の種類の變更の登記）

第一百四條 合名会社が会社法第六百三十八條第一項の規定により合資会社又は合同会社となつた場合の合資会社又は合同会社についてする登記においては、会社成立の年月日、合名会社の商号並びに持分会社の種類を變更した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第一百五條 合名会社が会社法第六百三十八條第一項第一号又は第二号の規定により合資会社となつた場合の合資会社についてする登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 定款

二 有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面

三 有限責任社員を加入させたときは、その加入を証する書面（法人である社員の加入の場合にあつては、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面を含む。）

2 合名会社が会社法第六百三十八條第一項第三号の規定により合同会社となつた場合の合同会社

社についてする登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一定款

二 会社法第六百四十条第一項の規定による出資に係る払込み及び給付が完了したことを証する書面

第六六条 合名会社が会社法第六百三十八条第一

項の規定により合資会社又は合同会社となつた場合の合名会社についての登記の申請と前条第一項又は第二項の登記の申請とは、同時にしなければならない。

2 申請書の添付書面に関する規定は、合名会社についての前項の登記の申請については、適用しない。

3 登記官は、第一項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

(組織変更の登記)

第七七条 合名会社が組織変更をした場合の組織変更後の株式会社についてする登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合にあっては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面

四 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、第五十四条第二項各号に掲げる書面

五 第四十七条第二項第六号に掲げる書面

六 会社法第七百八十一条第二項において準用する同法第七百七十九条第二項（第二号を除く。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

2 第七十六条及び第七十八条の規定は、前項に規定する場合について準用する。

(合併の登記)

第八八条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 第八十条第五号から第十号までに掲げる書面

三 会社法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第二項（第三号を除く。）の規定による公告及び催告（同法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 法人が吸収合併存続会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面

2 新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設合併契約書

二 定款

三 第八十一条第五号及び第七号から第十号までに掲げる書面

四 新設合併消滅会社が株式会社であるときは、総株主の同意があつたことを証する書面

五 法人が新設合併設立会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面

3 第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は、合名会社の登記について準用する。

(会社分割の登記)

第九九条 吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収分割契約書

二 第八十五条第五号から第八号までに掲げる書面

三 会社法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第二項（第三号を除く。）の規定による公告及び催告（同法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条

第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 法人が吸収分割承継会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面

2 新設分割による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設分割計画書

二 定款

三 第八十六条第五号から第八号までに掲げる書面

四 法人が新設分割設立会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面

3 第八十四条、第八十七条及び第八十八条の規定は、合名会社の登記について準用する。

第七節 合資会社の登記

(設立の登記)

第一百十條 設立の登記の申請書には、有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面を添付しなければならない。

(準用規定)

第一百十一條 第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条及び第九十六条から第九十九条までの規定は、合資会社の登記について準用する。

(出資履行の登記)

第一百十二條 有限責任社員の出資の履行による変更の登記の申請書には、その履行があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(持分会社の種類の変更の登記)

第一百十三條 合資会社が会社法第六百三十八条第二項第一号又は第六百三十九条第一項の規定により合名会社となつた場合の合名会社についてする登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

2 合資会社が会社法第六百三十八条第二項第二号又は第六百三十九条第二項の規定により合同会社となつた場合の合同会社についてする登記

の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一定款

二 会社法第六百三十八条第二項第二号の規定により合同会社となつた場合には、同法第六百四十条第一項の規定による出資に係る払込み及び給付が完了したことを証する書面

3 第四十条及び第六六条の規定は、前二項の場合について準用する。

(組織変更の登記)

第一百十四條 第七七条の規定は、合資会社が組織変更をした場合について準用する。

(合併の登記)

第一百十五條 第八八条の規定は、合資会社の登記について準用する。

2 第一百十條の規定は、吸収合併による変更の登記及び新設合併による設立の登記について準用する。

(会社分割の登記)

第一百十六條 第九九条の規定は、合資会社の登記について準用する。

2 第一百十條の規定は、吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記及び新設分割による設立の登記について準用する。

第八節 合同会社の登記

(設立の登記)

第一百十七條 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第五百七十八條に規定する出資に係る払込み及び給付があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(準用規定)

第一百十八條 第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条、第九十六条から第一百一条まで及び第九十九条の規定は、合同会社の登記について準用する。

(社員の加入による変更の登記)

第一百十九條 社員の加入による変更の登記の申請書には、会社法第六百四十四条第三項に規定する出資に係る払込み又は給付があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(資本金の額の減少による変更の登記)

第一百二十條 資本金の額の減少による変更の登記の申請書には、会社法第六百二十七条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合

にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相當の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記）

第二百一十一条 清算終了の登記の申請書には、会社法第六百六十七條の規定による清算に係る計算の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（持分会社の種類の変更の登記）

第二百二十二条 合同会社が会社法第六百三十八條第三項第一号の規定により合名会社となつた場合の合名会社についてする登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

2 合同会社が会社法第六百三十八條第三項第二号又は第三号の規定により合資会社となつた場合の合資会社についてする登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 定款

二 有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面

三 無限責任社員を加入させたときは、その加入を証する書面（法人である社員の加入の場合にあつては、第九十四條第二号又は第三号に掲げる書面を含む。）

3 第三百四條及び第六百六條の規定は、前二項の場合について準用する。

（組織変更の登記）

第二百二十三条 第七條の規定は、合同会社が組織変更をした場合について準用する。この場合において、同条第一項第六号中「公告及び催告」とあるのは、「公告及び催告（同法第七百八十一條第二項において準用する同法第七百七十九條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）」と読み替へるものとする。

（合併の登記）

第二百二十四条 第八條の規定は、合同会社の登記について準用する。この場合において、同条第一項第四号及び第二項第五号中「社員」とあるのは、「業務を執行する社員」と読み替へるものとする。

（会社分割の登記）

第二百二十五条 第九條の規定は、合同会社の登記について準用する。この場合において、同条第一項第四号及び第二項第四号中「社員」とあるのは、「業務を執行する社員」と読み替へるものとする。

（株式交換の登記）

第二百二十六条 株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 株式交換契約書

二 第八十九條第五号から第八号までに掲げる書面

三 会社法第八百二二條第二項において準用する同法第七百九十九條第二項（第三号を除く。）の規定による公告及び催告（同法第八百二二條第二項において準用する同法第七百九十九條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相當の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該株式交換をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 法人が株式交換完全親会社の業務を執行する社員となるときは、第九十四條第二号又は第三号に掲げる書面

2 第九十一條及び第九十二條の規定は、合同会社の登記について準用する。

第九節 外国会社の登記

（管轄の特例）

第二百二十七条 日本に營業所を設けていない外国会社の日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。第三百三十條第一項を除き、以下の節において同じ。）の住所は、第一條の三及び第二十四條第一号の規定の適用については、營業所の所在地とみなす。

（申請人）

第二百二十八条 外国会社の登記の申請については、日本における代表者が外国会社を代表する。

（外国会社の登記）

第二百二十九条 会社法第九百三十三條第一項の規定による外国会社の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 本店の存在を認めるに足りる書面

二 日本における代表者の資格を証する書面

三 外国会社の定款その他外国会社の性質を識別するに足りる書面

四 会社法第九百三十九條第二項の規定による公告方法についての定めがあるときは、これを証する書面

2 前項の書類は、外国会社の本店の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けたものでなければならない。

3 第一項の登記の申請書に他の登記所の登記事項証明書で日本における代表者を定めた旨又は日本に營業所を設けた旨の記載があるものを添付したときは、同項の書面の添付を要しない。

（変更の登記）

第二百三十条 日本における代表者の変更又は外国において生じた登記事項の変更についての登記の申請書には、その変更の事実を証する外国会社の本店の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けた書面を添付しなければならない。

2 日本における代表者の全員が退任しようとする場合には、その登記の申請書には、前項の書面のほか、会社法第八百二十條第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相當の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は退任をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。ただし、当該外国会社が同法第八百二十二條第一項の規定により清算の開始を命じられたときは、この限りでない。

3 前二項の登記の申請書に他の登記所において既に前二項の登記をしたことを証する書面を添付したときは、前二項の書面の添付を要しない。

（準用規定）

第二百三十一条 第五十一條及び第五十二條の規定は、外国会社がすべての營業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合について準用する。

2 第五十一條及び第五十二條の規定は、外国会社がすべての營業所を閉鎖した場合（日本における代表者の全員が退任しようとするときを除く。）について準用する。この場合においては、これらの規定中「新所在地」とあるのは「日本

における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所」と、「旧所在地」とあるのは「最後に閉鎖した營業所（營業所が複数あるときは、そのいずれか）の所在地」と読み替へるものとする。

3 第五十一條及び第五十二條の規定は、日本に營業所を設けていない外国会社の日本における代表者の全員がその住所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合について準用する。

4 第五十一條及び第五十二條の規定は、日本に營業所を設けていない外国会社が他の登記所の管轄区域内に營業所を設けた場合について準用する。この場合においては、これらの規定中「新所在地」とあるのは「營業所の所在地」と、「旧所在地」とあるのは「日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所」と読み替へるものとする。

第十節 登記の更正及び抹消

（更正）

第二百三十二条 登記に錯誤又は遺漏があるときは、当事者は、その登記の更正を申請することができる。

2 更正の申請書には、錯誤又は遺漏があることを証する書面を添付しなければならない。ただし、氏、名又は住所の更正については、この限りでない。

第二百三十三条 登記官は、登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、登記をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、その錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、登記官は、遅滞なく、監督法務局又は地方法務局長の許可を得て、登記の更正をしなければならない。

（抹消の申請）

第二百三十四条 登記が次の各号のいずれかに該当するときは、当事者は、その登記の抹消を申請することができる。

一 第二十四條第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事由があること

二 登記された事項につき無効の原因があること

と。ただし、訴えをもつてのみその無効を主張することができる場合を除く。

（職権抹消）

第二百三十五条 登記官は、登記が前条第一項各号のいずれかに該当することを発見したときは、

登記をした者に、一月をこえない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記を抹消すべき旨を通知しなければならない。

2 登記官は、登記をした者の住所又は居所が知れないときは、前項の通知に代え官報で公告しなければならない。

3 登記官は、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。

第百三十六条 登記官は、異議を述べた者があるときは、その異議につき決定をしなければならない。

第百三十七条 登記官は、異議を述べた者がないとき、又は異議を却下したときは、登記を抹消しなければならない。

第百三十八条 削除

第四章 雑則

（行政手続法の適用除外）

第百三十九条 登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

第百四十条 登記簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（個人情報保護の保護に関する法律の適用除外）

第百四十一条 登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報という。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

（審査請求）

第百四十二条 登記官の処分に不服がある者又は登記官の不作為に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

第百四十三条 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

（審査請求事件の処理）

第百四十四条 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。

第百四十五条 登記官は、前条に規定する場合を除き、審査請求の日から三日内に、意見を付し

て事件を第百四十二条の法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。この場合において、当該法務局又は地方法務局長の長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。

第百四十六条 第百四十二条の法務局又は地方法務局長の長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

2 第百四十二条の法務局又は地方法務局長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。

第百四十六条の二 第百四十二条の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第百四十五条に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「商業登記法第百四十五条の意見」とする。

（行政不服審査法の適用除外）

第百四十七条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第二項まで及び第五十二条の規定は、第百四十二条の審査請求については、適用しない。

（省令への委任）

第百四十八条 この法律に定めるもののほか、登記簿の調製、登記申請書の様式及び添付書面その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項は、別に法律で定める。

附 則 （昭和四一年六月一四日法律第八三号）抄

1 （施行期日）

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和四二年六月二二日法律第三六号）抄

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

附 則 （昭和四二年七月二七日法律第八八号）抄

1 この法律は、昭和四十二年九月二十日から施行する。

附 則 （昭和四九年四月二日法律第二三三号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条、第六条中商法中改正法律施行法第五条の改正規定、第十六条中外資に関する法律第八条第二項第四号ハの改正規定、第三十条、第三十一条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五六年六月九日法律第七五号）

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中非訟事件手続法第百三十二条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法第十条第七項の改正規定、第十一条中国有財産法第二条第一項第六号の改正規定（をを含む。）の下に、「新株引受権証券」を加える部分に限る。）、第十三条中中小企業等協同組合法第九条の八第五項の改正規定、第二十四条中信用金庫法第五十三条第三項の改正規定、第二十六条中会社更生法第二百五十七条第四項の改正規定、第三十一条中労働金庫法第五十八条第六項の改正規定、第四十一条中商業登記法第八十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十九条の改正規定並びに第四十五条及び第四十八条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和五七年四月二三日法律第三二二号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月七日法律第五四号）抄

1 この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

（登記印紙による納付の開始に伴う経過措置）

第八条 附則第三条の規定による改正後の民法施行法第八条第二項、附則第四条の規定による改正後の不動産登記法第二十一条第四項（同法第二十四条ノ二第三項及び他の法令の規定において準用する場合を含む。）、附則第五条の規定による改正後の抵当証券法第三条第五項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、附則第六条の規定による改正後の商業登記法第十三条第二項（他の法令の規定において準用する場合を含む。）又は附則第七条の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三条第四項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二週間以内に手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもつてすることができる。

附 則 （昭和六三年六月一一日法律第八一号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中不動産登記法第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百五十一条ノ三第二項から第四項まで、第百五十一条ノ五及び第百五十一条ノ七の規定に係る部分、第二条中商業登記法の目次の改正規定並びに同法第三章の次に一章を加える改正規定のうち第百一十三条の二、第百一十三条の三、第百一十三条の四の五の規定に係る部分並びに附則第八条から第十条までの規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条中商業登記法第十条及び第十三条の各改正規定並びに同法第三章の次に一章を加える改正規定のうち第百一十三条の四第二項及び第三項、第百一十三条の六並びに第百一十三条の七の規定に係る部分、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(登記簿の改製等の経過措置)

第十一条 この法律の規定による不動産登記法、商業登記法その他の法律の改正に伴う登記簿の改製その他の必要な経過措置は、法務省令で定める。

附 則 (平成二年六月二九日法律第六五号)

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成五年十一月二日法律第八九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成八年六月二六日法律第一一〇号) 抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附 則 (平成九年五月二一日法律第五六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第七十五条の改正規定、第二編第四章第三節ノ二の次に一節を加える改正規定及び第四百十四条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定 平成九年十月一日

附 則 (平成九年六月六日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十一号)の施行の日から施行する。

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

附 則 (平成二年五月一四日法律第四三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二年八月一三日法律第一二五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)
第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成二年二月二二日法律第一二五号) 抄

附 則 (平成二年二月二二日法律第一二五号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年四月一九日法律第四〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年五月三一日法律第九一号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二九日法律第一二九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月八日法律第四一〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第八〇号)
この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二八日法律第一二九号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月二九日法律第四五五号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年七月三一日法律第一〇〇号) 抄

(その他の経過措置の政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年二月一三日法律第一五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第十一条(地方税法第五十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第六十三号の改正規定に限る。)、第十九条(不動産登記法第二十一条第四項及び同法第五十一条ノ三第七項にただし書を加える改正規定に限る。)、第二十一条(商業登記法第十三条第二項及び同法第十三条の五第二項にただし書を加える改正規定に限る。)、第二十二号から第二十四号まで、第三十七号(関税法第九号の四の改正規定に限る。)、第三十八号、第四十四号(国税通則法第三十四条第一項の改正規定に限る。)、第四十五号、第四十八号(自動車重量税法第十条の次に一条を加える改正規定に限る。)、第五十二号、第六十九号及び第七十号の規定 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(その他の経過措置の政令への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年二月一三日法律第一五五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二年五月三〇日法律第六一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号、次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第八七号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三三条の項を削る改正規定、同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第一百五十五条、第一百八十二条、第二百一十一条及び第二百二十三条の改正規定、第二百二十八条の改正規定（同条を第二百九十九条とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第二百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項（第二号から第四号までの第二百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五十三条、第二百六十一条第一項（同項において準用する第二百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百六十二条、第二百六十八号第一項（同項において準用

する第五百五十八條第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）並びに第二百六十九條に係る部分に限る。）並びに同法附則第十九條の表の改正規定（「第百十一條第一項」を「第百十一條」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三條の改正規定（同法第二條第二項）を「投資信託及び投資法人に関する法律第二條第二項」に改める部分に限る。）、第二條の規定、第三條の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第九條第三項の改正規定を除く。）、第四條から第七條までの規定、附則第三條から第二十九條まで、第三十四條（第一項を除く。）、第三十六條から第四十三條まで、第四十七條、第五十條及び第五十一條の規定、附則第五十九條中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四條の四第一項第三号の改正規定、附則第七十條、第八十五條、第八十六條、第九十五條及び第百九十條の規定、附則第百二十二條中金融機關等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第百二十六條の改正規定、附則第百二十條から第百二十二條までの規定、附則第百二十三條中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第十二條の八第三項及び第百二十二條の十一第七項の改正規定、附則第百二十五條の規定並びに附則第百二十九條中会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百五十條第四項及び第百二十四條の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という）から施行する。

（商業登記法の一部改正に伴う経過措置）

第八十六條 附則第三十六條第二項から第四項まで、第六項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十四項の規定によりなお従前の例によることとされる旧商法第二百十五條第一項（旧商法第二百十三條第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十二條ノ九第二項、第二百八十條ノ三十六第二項、第三百五十條第一項（旧商法第二百六十二條第二項、第三百七十四條ノ三十一第二項及び第四百十六條第四項において準用する場合を含む。）、第三百五十九條第一項又は第三百六十八條第一項の規定による公告又は通知に係る強制轉換条項付株式の轉換による変更の登記、株式の併合による変更の登記、株式の消却による変更の登記、株式の譲渡制限の登記、資本減少による変更の登記、新株

予約権の消却による変更の登記、株式交換による変更の登記及び新株予約権の登記、株式移転による設立の登記、吸収分割による変更の登記並びに合併による変更の登記及び設立の登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一八日法律第二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報保護に關する法律の施行の日後である場合には、第五十二条のうち商業登記法第百四十四条の三及び第百七条から第百九条までの改正規定中「第百十四条の三」とあるのは、「第百十四条の四」とする。

附則（平成一六年一二月一〇日法律第一六五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年三月三一日法律第二三三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二章第四節、第十六節及び第七号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七号並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

一から二まで 略

三 附則第二百六十条、第二百六十二条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百七十七

条、第二百九十六条、第三百十一条、第三百三十五条、第三百四十条、第三百七十二条及び第三百八十二条の規定 平成二十三年四月一日

(登記印紙の廃止に伴う経過措置)

第三百八十二条 附則第二百六十条の規定による改正後の民法施行法第八條第二項、附則第二百六十二条の規定による改正後の抵当証券法第三合を含む。)、商業登記法第十三條第二項本文文法の特例等に関する法律第二十一条第二項本文、附則第三百四十一条の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三条第四項本文、附則第三百三十五条の規定による改正後の不動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二十一条第二項本文、附則第三百四十条の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十一条第二項本文又は不動産登記法第一百九条第二十条本文(同法第一百九条の二第四項、第一百二十条第三項、第二百一十一条第五項及び第二百四十九条第三項並びに他の法令において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもつてすることができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二三年六月三日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(商業登記法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 この法律の施行の際現にされている後見人の登記(前条の規定による改正前の商業登記法第四十条第一項第一号に掲げる事項に限る。)については、前条の規定による改正後の商業登記法第四十条第一項各号に規定する事項の変更の登記をするまでの間は、なお従前の例による。

附則 (平成二五年五月三十一日法律第二八号) 抄

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定 公布の日

附 則（平成二六年六月一三法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月二七日法律第九一号）抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二八年五月二七日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和元年二月二一日法律第七一号）

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九十九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九号の改正規定（「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及び第二百二十五条の規定 公布の日

二 第一条中外国人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第六条の規定（同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定（「前条」を「第九十条」に改める部分に限る。）並びに同号に掲げる改正規定を除く。）、第七条の規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人

に関する法律第三百三十条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第十六条第五項の規定（第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の改正規定（第十九条の二の下に、「第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「（同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。）」を削る部分及び「事務所」との下に、「同法第十二条の二第五項中「営業所（会社にあつては、本店）」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と」を、「選任された者」との下に、「同法第四百六十六条の二中「商業登記法（一）とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第五十五条において準用する商業登記法（一）」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加える部分に限る。）及び同法第六十条第六号中「隠へいたした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第九十九条の規定、第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、及び同法第二百二条の十一の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二十六条の規定、第二十七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第二十八条の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定（「第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）」を「第七十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）」に改める部分及び「（一）に改める部分」を「第十二条第一項及び「第十二条第二項」を「第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）」に改める部分及び「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に改める部分」に改める部分に限る。）、第三十五条第四項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九条の改正規定（「第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）」に改める部分及び「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に改める部分」に改める部分に限る。）、第三十七条第三項の規定、第四十一条中保

険業法第六十七条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、及び同法第二百六十六条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第四十二条第十一項の規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第八十三条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第四十六条第九項の規定、第五十条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七十八条の改正規定（「第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十四号及び第十五号を除く。）」に改める部分に限る。）、第五十七条第三項の規定、第六十七条中宗教法人法第六十五条の改正規定（「第十九条の二」の下に、「第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に、「同法第四百六十六条の二中「商業登記法（一）とあるのは「宗教法人法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六十五条において準用する商業登記法（一）」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加える部分に限る。）、第六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に、「同法第四百六十六条の二中「商業登記法（一）とあるのは「消費生活協同組合法（昭和三十三年法律第二百号）第九十二条において準用する商業登記法（一）」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加える部分に限る。）、第七十条第三項の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「同法第四百四十六条の二中「商業登記法（一）とあるのは「漁船損

害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第九十三条において準用する商業登記法（一）と、商業登記法第百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分に限る。）、第八十六条の規定、第九十三条中小企業等協同組合法第百三条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。）、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第一百二十条中技術研究組合法第百六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第百三条第三項の規定、第百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定（「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。）、第百八条の規定、第百十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定（「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。）並びに第百二十二条の規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（並びに第百三十二条）を、「第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る。）、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第百十一条、第百八条及び第百三十八条の改正規定、第九十九条中杜債、株式等の振替に関する法律第百五十一条第二項第一号の改正規定、同法第百五十五条第一項の改正規定（「（以下この条）の下に」及び第百五十九条の二第二項第四号）を加える部分に限る。）、同法第百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条

第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定（「まで」の下に「第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同条第二項の表第百五十九条第一項の項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定（「従たる事務所の所在地における登記（第三百十二条―第三百十四条）」を「削除」に改める部分に限る。）、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百五十五条及び第三百二十九条の改正規定、同法第三百三十条の改正規定（「第四十九条から第五十二条まで」を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第百三十二条」を「第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。）並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定（「第三項を除く。）、第十八条」を削る部分に限る。）、第十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を、「同法第百四十六条の二中「商業登記法（一）とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法（一）と、商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第九十条において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。）、同法第百条の四、第百一条の二十第一項、第百二条第一項及び第百二条の十の改正規定、同法第二百二条の十一の改正規定（「第十七条から」の

下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を、「同法第百四十六条の二中「商業登記法（一）とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百二条の十一において準用する商業登記法（一）と、商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第百二条の十一において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。）並びに同法第百四十五条第一項及び第百四十六条の改正規定、第二十七条中損害保険利率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定（「第二十三条の二まで」を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。）、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定（「第三百五十五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。）、同法第百六十四条第四項の改正規定、同法第百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第百七十七条の改正規定（「第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第百七十五条」との下に「同法第百四十六条の二中「商業登記法（一）とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百七十七条において準用する商業登記法（一）と、商業登記法第百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分を除く。）及び同法第二百四十九条第九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定（「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。）、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第

八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（「規定中」を「規定（同法第二百九十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百二十四条、第三百八十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）中「に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、」の下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百十四條並びに第三百八十八条第四項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と」を削り、「各号を除く。）及び第四項中」を「第三号及び第四号を除く。）」中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百三十一条まで」とあるのは「次条及び第三百三十一条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百三十一条第四項及び第三百三十二条第五項」を「第三百三十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百三十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。）、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を「登記、」に、「第百四十八条」

を「第三百三十七條」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第三百三十九條から第四百八十五條まで（一）に改める部分及び「第四百八十八條から第五百三十三條までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四百七十七條第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四條第一項」と、同法第五十五條第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「保険業法第五十三條の十二第四項」と、同法第四百六十六條の二中「商業登記法（一）とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五十五號）第六十七條において準用する商業登記法（一）と、「商業登記法第百四十五條」とあるのは「保険業法第六十七條において準用する商業登記法（一）と、同法第百四十八條中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）と、同法第八十四條第一項並びに第九十六條の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六條の十六第四項の改正規定（「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）と、同法第百六十九條の五第三項を削る改正規定、同法第百七十一條及び第百八十三條第二項の改正規定、同法第一百二十六條の改正規定（「一、第二十條第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一號及び第十二號」を「第十號及び第十一號」に改める部分及び「において」の下に「、同法第十二條第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四號）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と」を加える部分を除く。）並びに同法第三百三十三條第一項第十七號の次に一號を加える改正規定、第四十三條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十二條第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五條第一項後段及び第三百五十五條第一項後段を削る改正規定、第四十五條中資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七號の次に一號を加える改正規定、同法第四項を削る改正規定、同法第六十五條第三項の改正規定、同法第百八十三條第六一項の改正規定（「第二十七條」を「第十九條の三」に、「一、印鑑の提出」を「二、第二十一條から第二十七條まで（一）に改める部分」、「同法第二十四條第七号中「書面若しくは第三十條第二項若しくは第三十一條第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と」を削

る部分及び「準用する会社法第五百七十七條第三項」と）の下に「、同法第百四十六條の二中「商業登記法（一）とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五十五號）第百八十三條第一項において準用する商業登記法（一）と、「商業登記法第百四十五條」と」を加える部分を除く。）及び同法第三百十六條第一項第十七號の次に一號を加える改正規定、第四十八條の規定、第五十條中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五條の三の改正規定（「第三項を除く。」を削る部分に限る。）、「第五十二條、第五十三條及び第五十五條の規定、第五十六條中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二條の改正規定（「同法第九百三十七條第一項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」と」を削る部分に限る。）と、同法第三十九條、第五十六條第六項、第五十七條及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定（「前号に掲げる部分を除く。」並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一條の規定、第六十七條の規定（「前号に掲げる改正規定を除く。」）、第六十九條中消費生活協同組合法第八十一條から第八十三條まで及び第九十條第四項の改正規定並びに同法第九十二條の改正規定（「前号に掲げる部分を除く。」）、第七十一條中医療法第四十六條の三の六及び第七十條の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定（同法第四号中「第五十一條の三」を「第五十一條の三第一項」に改める部分を除く。）、「第五十七條の規定、第八十條中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定（「第十七條（第三項ヲ除ク）」を「第十七條」に改める部分に限る。）、「第八十一條中農業協同組合法第三十六條第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一號を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第百一條第一項第四十號の次に一號を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十條第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一號を加える改正規定、同法第八十六條第二項の改正規定及び同法第百三十條第一項第三十八號の次に一號を加える改正規定、第八十五條中漁船損害等補償

法第七十一條から第七十三條までの改正規定及び同法第八十三條の改正規定（「前号に掲げる部分を除く。」）、第八十七條中森林組合法第五十條第七項の改正規定、同法第六十條の三の次に一號を加える改正規定、同法第六十條の四第三項及び第百條第二項の改正規定並びに同法第百二十二條第一項第十二號の次に一號を加える改正規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二條第二項の改正規定、第九十條中農林中央金庫法第四十六條の三の次に一號を加える改正規定、同法第四十七條第三項の改正規定及び同法第百條第一項第十六條の次に一號を加える改正規定、第九十三條中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三條から第九十五條まで、第九十六條第四項及び第九十七條第一項の改正規定並びに同法第百三十三條の改正規定（「、第四十八條」を「、第五十一條」に、「並びに第百三十三條」を「、第百三十三條から第百三十七條まで並びに第百三十九條」に改める部分及び「同法第四十八條第二項中「中小企業等協同組合法第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」と」を削る部分に限る。）、「第九十六條の規定（同法中商品先物取引法第十八條第二項の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「前号に掲げる部分に限る。」）並びに同法第五十八條、第七十七條第二項及び第百四十四條の十一第二項の改正規定を除く。）、「第九十八條中輸出入取引法第十九條第一項の改正規定（「第八項」の下に「、第三十八條の六」を加える部分を除く。）、「第百條の規定（同法中中小企業団体の組織に関する法律第百三十三條第一項第十三号の改正規定を除く。）、「第百三十三條中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節「第百五十九條第三項から第五項まで及び第百六十條第一項の改正規定並びに同法第百六十八條の改正規定（「、第四十八條」を「、第五十一條」に、「並びに第百三十三條」を「、第百三十三條から第百三十七條まで並びに第百三十九條」に改め、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項、」を削る部分に限る。）、「第百七十七條の規定（「前号に掲げる改正規定を除く。」）並びに第百十

一條の規定（「前号に掲げる改正規定を除く。」）会社法改正法附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日

附則（令和三年四月二十八日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中不動産登記法第百三十一條第五項の改正規定及び附則第三十四條の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令等への委任）
第三十四條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十條の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これ

を、新法令の相当規定により相当の国の機関に
対してその手続がされていないものとみなし
て、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣
府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政
組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の
定めがあるもののほか、この法律の施行後は、
新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の
第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織
法第十二条第一項の省令としての効力を有する
ものとする。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一
条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施
行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措
置を含む。）は、政令で定める。

**附則（令和三年五月一九日法律第三七
号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から
別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五
条、第四十七条及び第五十五条（行政手続に
おける特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律別表第一及び別表第二の改
正規定（同表の二十七の項の改正規定を除
く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第
五十九条から第六十三条まで、第六十七条及
び第七十一条から第七十三条までの規定 公
布の日

二及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五
十条及び第五十八条並びに次条、附則第三
条、第五条、第六条、第七条（第三項を除
く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍
法第二百九条の改正規定（「戸籍の」の下
に「正本及び」を加える部分を除く。）に限
る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十
三条、第二十四条、第二十七条、第二十九
条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改
正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第
三十三条から第三十五条まで、第四十条、第
四十二条、第四十四条から第四十六条まで、
第四十八条、第五十条から第五十二条まで、

第五十三条（行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する法律第
四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第
九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の
改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等
の推進に関する法律（平成二十五年法律第百
十一号）第三十五条の改正規定（二（条例を含
む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第五
十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五
条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布
の日から起算して一年を超えない範囲内にお
いて、各規定につき、政令で定める日

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関す
る経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附則（令和四年五月二五日法律第四八
号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登
記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五
十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五
条の規定 公布の日

（政令への委任）

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。

**附則（令和五年六月一四日法律第五三
号）抄**

この法律は、公布の日から起算して五年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規
定 公布の日